

# 酒 販 通 信

令和7年(2025)  
3月25日発行

## 第690号

全国小売酒販組合中央会

発行所 ■全国小売酒販組合中央会 〒153-8640東京都目黒区中目黒2-1-27 Tel03(3714)0172 Fax 050(3730)1064  
 発行人 ■全国小売酒販組合中央会代表者 吉田 精孝  
 編集・制作 ■全国小売酒販組合中央会 Tel03(3714)0172  
 定価 ■100円(税込)

## 平デジタル大臣・仁木厚生労働副大臣へ 対面販売の堅持、完全無人店舗における 酒類の販売禁止を要望

2月21日、吉田精孝酒政連会長は、自由民主党「街の酒屋さんを守る国会議員の会」田中和徳会長(衆・神奈川10区)、黄川田仁志議員(衆・埼玉3区)とともに、平将明デジタル大臣・内閣府特命担当大臣(規制改革)を訪問し、完全無人店舗における酒類の販売禁止を要望しました。



【右】左から) 黄川田議員、田中街酒議連会長、平デジタル大臣、吉田会長

【左】左から) 瀬戸内閣府副大臣、田中街酒議連会長、仁木厚生労働副大臣、吉田会長

昨年来、経済団体より「デジタル技術を活用した完全無人店舗における酒類の販売」を求める旨の要望がなされているを受けて、全国小売酒販組合中央会(中央会)、全国小売酒販政治連盟(酒政連)では、各党議員への個別の陳情のほか、「街の酒屋さんを守る国会議員の会(街酒議連)」緊急総会を開催いただくなど各方面への働きかけを行っています。

今般の要望は酒政連の要望により、1月29日に開催された街酒議連総会にて、関係大臣へ「対面販売を原則とする現行制度の堅持」と「完全無人店舗の禁止」を議連として申し入れることが承認されたのを受けての対応となります。(関連記事2面)

田中会長、黄川田議員は「無人店舗が出てきている。酒類は他の食品とは異なる特殊な商品であり、年齢確認や販売にあたっての配慮の必要性から対面販売を原則としている。また、酒類販売管理研修の定期受講と、酒類販売管理者を販売場に選任することは、法律で義務付けられている。そのような中、完全無人店舗で酒類を販売できるようにする動きがあるが、まだまだ課題が多い。完全無人店舗での酒類の販売は慎重に検討いただきたい」、「便利であること、経済性だけを追求するのではなく、安全性なども含めた慎重な検討をお願いする」と説明しました。

した。  
吉田会長は「酒販店では、お客様への声掛けなどを通じて、飲酒に起因する様々な重大なトラブルを未然に防ぐ役割を果たしている。これは対面だからできることである」と述べました。

説明、要望を受け平大臣は「酒類は特殊な商品であり、国民の健康を守るという観点からも議論が必要である。WHOをはじめ世界的潮流を踏まえた対応も必要であると認識している。様々な議論があるが、両面を見ながら検討したい」とコメントしました。

### 仁木厚生労働副大臣訪問

3月13日、田中会長、瀬戸内閣府副大臣(衆・香川2区)と吉田会長は、仁木博文厚生労働副大臣(衆・徳島1区)を訪問し、要望。仁木副大臣は「アルコール健康障害の観点からも販売の在り方は重要だ。渋木委員からも同様の意見をいただいている。第3期の基本計画に向けてアルコール健康障害対策関係者会議などで議論を深めていきたい」と述べました。

### 「販売のデジタル化」は中央会・酒政連として今後も対応が必要

デジタル技術を活用したデジタル社会の実現は、政府の重要課題として位置付けられています。中央会・酒政連では、酒類の販売・購入には一定ハードルを設けるべきであり、完全無人店舗が実現した場合、酒類販売管理研修制度を形骸化させる恐れがあること等から、対面販売の堅持に向けて国税庁と連携・協力し、各方面へ働きかけてまいります。

【組合員の皆様へ】「FAX句報」及び「酒政連だより」のメール配信をご希望の方は所属組合を通して中央会へお申し込み下さい。